

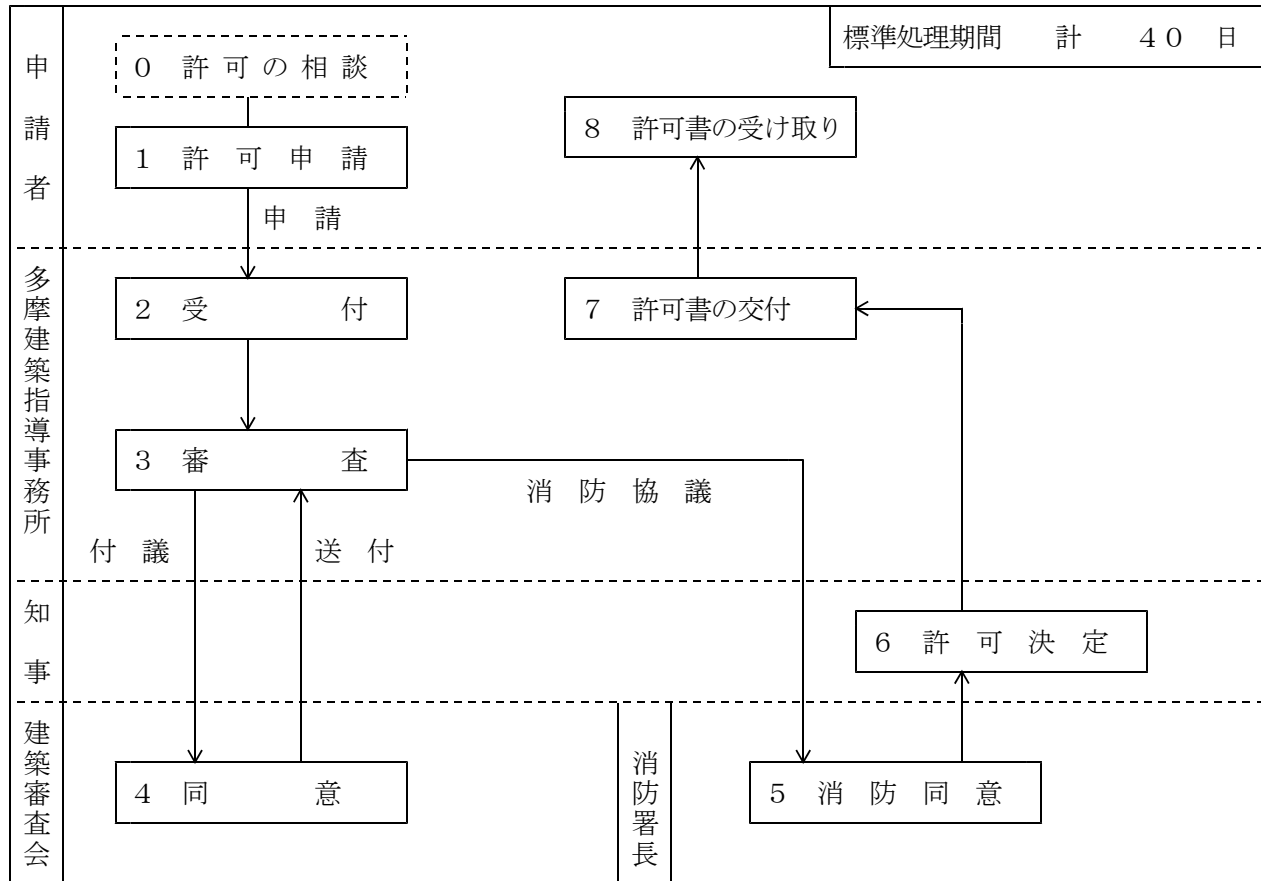
# 事務処理フロー図

事務名 無接道敷地の建築許可 (建築基準法第43条第1項ただし書)

作成部署 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課・第二課・第三課

電話 (建築指導第一課) 042 (548) 2058  
 (建築指導第二課) 042 (464) 0009  
 (建築指導第三課) 0428 (23) 3692

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
0	許可の相談	ただし書適用に該当するか事前相談
1	許可申請	申請者は、受付窓口（多摩建築指導事務所）に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い手数料を徴収の上、受け付けます。
3	審査	許可することが相当な建築物であるか関係法令等から審査を行い、審査会へ付議する資料等を整えます。
4	同意	審査会は許可することが妥当であるかの審査を行い、許可相当と認めるときは同意を与えます。
5	消防同意	建築計画につき、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
6	許可決定	建築審査会の同意及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行います。
7	許可書の交付	許可書を申請人に対して交付します。
8	許可書の受け取り	

ただし、標準処理期間には、「許可の相談」日数は含みません。

